

別記

〇〇〇要求條項

運輸關係

職首絶対及対

手當減額絶対及対

臨時廢止

従業ノ場合四時間以上廢休スルコト (但四時間以内ハ半給トス)

女従業員絶対及対

雇ニシテ十年以上勤續者ハ書記補又ハ技手補トスルコト

又臨時ニシテ五年以上勤續者ハ雇トスルコト

辞令ナキモノハ直ニ發行スルコト

毎職年當ノ確立

停年制ヲ用フルコト 停年五五才

職務助手ハ廢止スルコト 出張旅費ヲ支給スルコト

監理ヲ五日トス 必要ノ場合ハ出張二日ノ休暇ヲ與ヘヨ

休暇ヲ五日トス

一年皆勤者ニハ尚二日ノ休暇ヲ與ヘヨ

徹夜手當ヲ旧ニ復シ一人七分支給ノコト

分増一時間七厘ノモノハ旧ニ復シ一分ニスルコト

昇給ハ毎年一回ニ五分以上トスルコト

二年ニ一回外套ヲ支給スルコト

公休ヲ一月三日ニスルコト 組頭及組頭助手ハ日給一月五十元以上ニスルコト

助手以上ハ日給二月以上